

## 三条市地域自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 三条市に居住する障がい者及び障がい児（以下「障がい者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、三条市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 三条市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (7) その他地域の障がい福祉に関して必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・教育・雇用機関の関係者
- (4) 障がい福祉関係団体

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。